



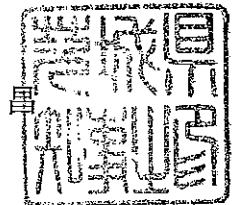
市町村諮問 第 1 号

茨城県市町村合併推進審議会

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第1項の規定に基づき、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定し、併せて「将来の市町村のあるべき姿」を検討したいので、同法第59条第3項及び第60条第2項の規定により意見を求める。

平成17年12月22日

茨城県知事 橋本



諮 問 理 由

本県においては、平成12年12月に「茨城県市町村合併推進要綱」を策定し、市町村が合併を進める際の参考や目安となる2つの合併パターン（将来目指すべき合併パターン、段階的に気運醸成を図るべき合併パターン）を示すとともに、積極的な支援策により市町村合併の推進を図ってきたところである。この結果、本県の市町村は、平成18年3月末には44に再編されることとなり、行財政基盤の強化が一定程度図られたところである。

しかしながら、我が国はグローバル化の進展や本格的な人口減少・超高齢社会を迎え、今後、経済成長の鈍化や社会保障負担の増大などにより、国・地方とも一層厳しい行財政運営となることが予想される。また、市町村は、地方分権が現実のものとなる中、住民に最も身近な基礎自治体として、高度化・多様化する住民ニーズや、男女共同参画社会の形成、電子自治体の確立といった新たな行政課題に迅速・的確に対応することが求められ、充実した行財政基盤のもとにこれまで以上に広汎な事務処理が必要になってくるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、本年4月に施行された市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定し、引き続き市町村の合併を推進するとともに、本県の市町村のあるべき姿について検討していくため、茨城県市町村合併推進審議会の意見を求めるものである。